

# 離婚届を提出された方へ

離婚届に伴う手続き一覧です。あてはまる手続きをご確認ください。詳しくはお問い合わせ先までお願いします。

## ◆一般的な手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
一般的な手続き	婚姻中の戸籍に残ったお子さんを新しく編製した母（父）の離婚後の戸籍に入籍させたい。		離婚の届出により母（父）が除籍となり、お子さんと別の戸籍となる場合があります。お子さんを母（父）の離婚後の戸籍に入れたいときは、お子さんの住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てが必要です。申し立て後、許可がありましたら審判書の謄本を添付して市役所へ「入籍届」を提出してください。	※家庭裁判所の申し立てについては、家庭裁判所にお問い合わせください。 ◎入籍届 ◎戸籍謄本（本籍地が長野市であれば不要）◎審判書謄本 ○印鑑	市民窓口課 第一庁舎 2階 227-7938 長野家庭裁判所 403-2038
	印鑑登録をしている。		氏名の変更等により、登録している印が住民票の氏名を表さなくなった場合は、印鑑登録は消除されます。変更後の氏名を表す印鑑での登録が必要です。	◎住民票・戸籍関係申請書/印鑑関係申請書 ○本人確認書類 ○登録印	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-7238
	通知カードを持っている。		氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。本人、同一世帯人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、氏名や住所の変更により、通知カード下部の個人番号カード交付申請書は使用できなくなりますので、申請を希望する場合はお問い合わせください。	◎通知カード券面記載事項変更届 ○通知カード ○本人確認書類	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-8380
	マイナンバーカードを持っている。		氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。 なお、氏名や住所の変更により署名用電子証明書は失効しますので、利用を希望する場合は改めて発行申請をしてください。手続きの際は、暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。	◎個人番号カード券面記載事項変更届 ○マイナンバーカード	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-8380
	マイナンバーカードを申請している。		発行状況をお問い合わせください。		市民窓口課 第一庁舎 2階 224-8380
	住民基本台帳カードを持っている。		氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。手続きの際は、暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、氏名や住所の変更により電子証明書は失効しますので、電子証明書が必要な場合はマイナンバーカードを申請してください。	◎住民基本台帳カード届出書 ○住民基本台帳カード	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-7949

## ◆保険・年金に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
保険	国民健康保険に加入している。		既に国民健康保険に加入されている方で、引き続き加入の方は、手続きの必要はありません。住所・氏名・世帯主が変更になった場合は、新しい保険証を郵送します。また、世帯主が変わった場合は、変更前の世帯主と変更後の世帯主あてに、それぞれ保険料の納額通知書を送付します。限度額適用認定証をお持ちの方は申請が必要になりますので、お申し出ください。	◎限度額適用認定申請書 ○国民健康保険被保険者証 ○印鑑	国民健康保険課 第一庁舎 2階 224-5025
	社会保険等を離脱して国民健康保険に加入する。		新規資格取得のための手続きが必要です。	◎資格取得届 ○印鑑 ○健康保険離脱証明書または資格喪失証明など ○本人確認書類 ○マイナンバーカードまたは通知カード	国民健康保険課 第一庁舎 2階 224-5025
	後期高齢者医療保険加入者である。		手続きの必要はありません。 氏名や住所に変更があった場合は後日通知及び保険証が郵送で届きます。		高齢者活躍支援課 第二庁舎 1階 224-8767
	介護保険被保険者証を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は介護保険被保険者証の住所・氏名変更の手続きが必要です。	○介護保険被保険者証	介護保険課 第二庁舎 1階 224-7991
年金	国民年金第3号被保険者である。		国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者へ種別変更の手続きが必要です。	◎国民年金被保険者関係届 ○年金手帳 ○社会保険離脱証明書など配偶者の被扶養者でなくなったことが確認できる書類 ○印鑑	国民年金室 第一庁舎 2階 224-5026
	厚生年金を受給（加入）している。		厚生年金を受給（加入）している場合、または国民年金と厚生年金の両方を受給（加入）している場合は、年金事務所での手続きが必要です。 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	○年金証書 ○印鑑 ○通帳（新氏のもの） ○マイナンバーカードまたは通知カード	長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100

## ◆子ども・子育てに関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・〇持ち物	お問い合わせ先	
子ども・子育て	20歳未満の子どもを扶養している。		「ひとり親家庭のみなさんへ」、「母子・寡婦・父子福祉制度について」をお渡しします。各種助成制度がありますので、詳しくは相談窓口までお願いします。		各相談窓口	
	児童手当の受給者を変更したい。		受給者を変更する場合には受給者変更の手続きが必要です。	◎児童手当認定請求書 ○マイナンバーカードまたは通知カード（請求者、対象児童） ○印鑑 ○請求者名義の通帳 ○請求者の健康保険証	子育て支援課 第二庁舎 2階 224-5031	
	18歳未満の児童の父または母である。		【児童扶養手当】	母子・父子家庭で18歳（障害児は20歳未満）までの児童を養育している父又は母に支給されるものです。受給要件がありますので、子育て支援課にお問い合わせください。 （子育て支援課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎様式第1号 ○マイナンバーカードまたは通知カード（請求者、対象児童） ○印鑑 ○請求者名義の通帳 ○請求者、児童の健康保険証 ○戸籍謄本（離婚日、請求者、子どもの記載のあるもので、1ヶ月以内に発行されたもの） ○年金手帳 ○在留カード、パスポート（外国人）	子育て支援課 第二庁舎 2階 224-5031
			【既に児童扶養手当を受給している方】	受給資格の変更または喪失の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	子育て支援課にお問い合わせください。	子育て支援課 第二庁舎 2階 224-5031
			【福祉医療費】	母子又は父子家庭の場合、18歳（高校在学中は20歳まで延長可）未満の児童と、その児童を養育している母又は父とが医療費の支給対象となります。新たに対象となる母子又は父子との新規申請と、すでに受給者証を持っている中学3年生までの子の資格変更の届け出が必要となります。	◎福祉医療費給付金受給資格者証交付申請書 ○印鑑○戸籍謄本○保険証○通帳○マイナンバーカードまたは通知カード○本人確認書類	福祉政策課 第二庁舎 2階 224-7829
	保育園に通っている子どもがいる。		保育料が変わる場合がありますので、登園されている保育園にお申し出下さい。		各保育園 保育・幼稚園課 224-8031	
小学校、中学校に通っている子どもがいる。		氏名や住所に変更があった場合は学校指定書（新入学の場合は入学通知書）をお渡ししますので、学校へ提出して下さい。	◎学校指定書	学校教育課 第一庁舎 4階 224-5031		

## ◆福祉に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・〇持ち物	お問い合わせ先
福祉	身体障害者手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。	◎身体障害者居住地（氏名）変更届 ○身体障害者手帳 ○印鑑 ○マイナンバーカードまたは通知カード	障害福祉課 第二庁舎 1階 224-5030
	療育手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳 ○印鑑	
	精神保健福祉手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町・中条支所のみ）	◎障害者手帳記載事項変更届 ○精神保健福祉手帳 ○印鑑	
	自立支援医療（精神通院）受給者証を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町・中条支所のみ）	◎自立支援医療受給者証等記載事項変更届 ○自立支援医療受給者証 ○印鑑	

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・◎持ち物	お問い合わせ先
福祉	特別児童扶養手当を受給している。		受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎県様式第2号(喪失届) ◎県様式第1号(新規認定申請) ○印鑑(スタンプ印除く) ○身体障害者手帳、療育手帳 ○戸籍謄本(対象児童及び認定請求者が記載されているもので発行日1か月以内のもの) ○振込口座申出書 ○認定請求者名義の通帳 ○マイナンバーカードまたは通知カード	障害福祉課 第二庁舎1階 224-5030
	障害児福祉手当を受給している。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)		受給者が障害児本人のため、障害児童の氏が変わった場合は氏の変更届が必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎様式第9号 障害児福祉手当(氏名)変更届 ○印鑑(スタンプ印を除く) ○障害児童名義の通帳(氏の変更が済んだもの) ○身体障害者手帳、療育手帳(氏の変更が済んだもの)	
	重度心身障害児福祉年金を受給している子どもがいる。		受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎様式第2号(第4条関係)喪失届 ◎様式第1号(第2条関係)資格認定申請書 ○印鑑(スタンプ印を除く) ○申請者(保護者)名義の通帳 ○身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書 ○マイナンバーカードまたは通知カード ○本人確認書類	
	障害福祉サービスを受けている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井分室のみ)	◎申請内容変更申出書 ○受給者証 ○支援区分認定書	
	福祉医療費受給者証を持っている。		氏名・住所・健康保険に変更があった場合は手続きが必要です。	◎受給資格者証等変更届 ○福祉医療費受給者証 ○保険証 ○印鑑	
	障害年金を受給している。		手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。 加算対象の子を養育しなくなった場合はご相談ください。	○障害年金証書 ○印鑑 ○通帳(新氏のもの) ○マイナンバーカードまたは通知カード	国民年金室 第一庁舎2階 224-5026



長野市

ながの緑を



信都・長野市

〒380-8512  
長野市大字鶴賀緑町1613番地  
電話(代表)026-226-4911

開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始(12/29から1/3)は休日

毎月第二日曜日に、市役所第一庁舎2階一部窓口を開庁しています。  
(一部取り扱いできない業務がありますので詳しくは、各担当課へお問い合わせください)

長野市ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp/>